

第1章 「三重県消費者施策基本指針」改定の考え方

1 「三重県消費者施策基本指針」改定の趣旨

三重県では、「三重県消費生活条例（平成7年三重県条例第49号）」（以下「条例」という。）第3条に規定する「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする」という責務に基づき、平成19（2007）年3月に「三重県消費者施策基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定し、2度の改定を経て消費者施策を進めてきました。

また、平成27（2015）年度からは、基本指針の第3章第2項「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を、「消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）」（以下、「消費者教育推進法」という。）に基づく「消費者教育推進計画」として位置づけ、消費者教育を計画的に実施してきました。

しかしながら、高齢者等をターゲットにした悪質商法が巧妙化、複雑化し、県民の消費生活にかかわる問題は依然として後を絶ちません。また、平成30（2018）年の民法改正により令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18歳、19歳の若年者が保護の対象から外れることとなるため、若年者の消費者被害拡大の防止に向けた取組が急務とされています。

さらに、国連においては平成27（2015）年9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」^{※1}が採択され、消費者には、自らの消費活動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが求められており、そのための消費者教育がますます重要となってきました。

このような社会的背景の中、三重県では、県民が一消費者として、自らの権利の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的で責任ある消費生活を営むことができるよう、社会経済情勢の変化に対応した施策を計画的に展開していくために、これまでの基本指針を見直します。

2 「三重県消費者施策基本指針」改定の視点

（1）三重県消費生活条例との関係

基本指針では、条例第2条に規定する基本理念の方向性を具体的に示します。第2条では消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としています。

「三重県消費生活条例」第2条に規定する消費者の権利

- 一 消費生活に係る商品及び役務（以下「商品等」という。）によって生命、身体及び財産を侵されず、消費者の安全が確保されること。
- 二 消費生活に係る商品等に適正な表示を行わせること。
- 三 消費生活を不当な取引行為によって侵害されず、及び不当な取引条件を強制されないこと。
- 四 消費生活において受けた不当な被害から速やかに救済されること。
- 五 消費生活に必要な情報、知識及び教育の機会が提供されること。
- 六 消費者の意見が県の消費者施策に反映されること。

（2）みえ県民カビジョンとの関係

基本指針では、みえ県民カビジョンにおける「消費生活の安全の確保」の「県民の皆さんとめざす姿」である「県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活」を営んでいる社会の実現を目標にしつつ、目まぐるしく変化する社会経済情勢を勘案しながら、時代に合った、より具体的な方向性を示します。

（3）「消費者基本計画」との関係

国においては、「消費者基本法（昭和43年法律第78号）」第9条の規定に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るため、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた「消費者基本計画」（計画期間：平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）を策定しており、令和2（2020）年度からは、新たな「消費者基本計画」に基づき取組を進めていくこととしています。三重県においても国の取組方向に沿った施策を実施するほか、地域の実情に応じたよりきめ細かな取組を推進します。

（4）消費者教育推進法との関係

消費者教育推進法により、各地方公共団体では、「消費者教育推進計画」の策定が努力義務として位置づけられています。三重県では、今回改定する基本指針のうち、「第3章 消費者施策の具体的展開」の「第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援」を、「消費者教育推進計画」として位置づけ、消費者教育を計画的に進めていきます。

3 「三重県消費者施策基本指針」の計画期間

計画期間は、国の策定する「消費者基本計画」に合わせ、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間とします。

4 「三重県消費者施策基本指針」の実効性の確保

主要な施策の進捗状況を「三重県消費生活対策審議会」※₂に報告するとともに、審議会の意見を踏まえて施策に反映させていきます。

また、特に消費者教育に関しては、消費者教育推進法に基づく「消費者教育推進地域協議会」として位置づけている「三重県消費者教育推進地域協議会（三重県消費生活対策審議会消費者教育研究部会）」※₃における意見を十分に反映させ、進捗管理していきます。

5 「三重県消費者施策基本指針」の体系（「第3章 消費者施策の具体的展開」）

